

社会福祉法人 恵心会 評議員等報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵心会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第21条、定款細則第14条の規定に基づき、役員及び評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (ア) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて評議員等という。
- (イ) 理事長とは、理事の中から互選され、月に10日以上法人職務を遂行する者をいう。
- (ウ) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (エ) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (オ) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事（理事長および常勤の理事を除く）と監事が理事会に出席したとき、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条第2項の報酬は支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条第2項の報酬は支払わないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員会に監事および外部委員が出席したとき、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を

行った場合であっても、第4条第2項の報酬は支払わないものとする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬および第5条による交通費は支払わない。

2 役員が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬および第5条による交通費を支払うことができる。

3 評議員等が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表2により報酬および第5条による交通費を支払うことができる。

(交通費)

第5条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払を行う。なお、交通費は原則、各自宅から会議開催地までとする。

(2) 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は旅費規程に基づき、原則として交通費、宿泊費、日当その他の費用に区分する。但し、報酬は支給されない。

2 交通費は、鉄道費、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に対して、別表3に応じて支給する。

- 4 宿泊日数は宿泊を伴う出張に対して、別表3により支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 視察研修旅行などを含む参加費等の費用を別途支給されたときは、出張旅費・日当等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退 任 慰 労 金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の通りとする。

(1) 理事長	
在任期間1期以上	200,000円
(2) 理事、監事	
在任期間3期以上	100,000円
在任期間2期以上	50,000円
(3) 評議員、選任・解任外部委員	
在任期間1期以上	20,000円
在任期間2期以上	50,000円

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控 除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶 弔

(弔慰金)

第13条 役員等が死亡したときは、別表4の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附 則

(その他)

第14条 報酬を受ける役員等は、マイナンバー関連書類を提出することとする。

(改 廃)

第15条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人恵心会理事会の議決を経なければならない。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬
理 事 会 出 席 報 酬 等	日額8,000円
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	日額8,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	日額8,000円

別表2 (第4条関係)

名 称	報 酬
理 事 長 報 酬 等	上限月額300,000円
理事及び評議員報酬等	日額8,000円
監 事 報 酬 等	日額8,000円

別表3 (第7条関係)

区 分	日 当	宿 泊 料	
		甲地方	乙地方
理事・監事	8,000円	実費	実費
評議員等	8,000円	実費	実費

備考

1. 宿泊料の欄中「甲地方」とは東京都、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市および千葉市の地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。
2. 施設の車輛を使用したときは、鉄道賃及び車賃を支給しない。

別表4 弔慰金（第13条関係）

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の役員	10,000円	
評議員等	10,000円	

附則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

平成14年 4月 1日改正

平成17年 8月 1日改正

平成18年12月15日改正

平成20年 9月 1日改正

平成22年 6月 1日改正

平成23年12月 1日改正

平成24年 3月31日改正

平成29年 4月 1日改正

平成30年 4月 1日改正